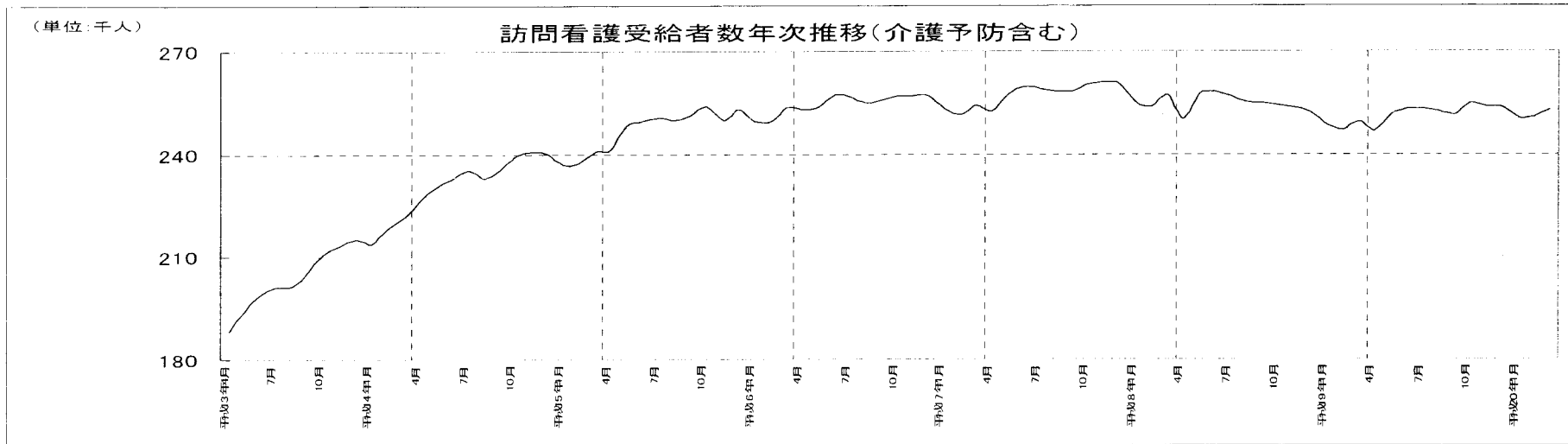


# 訪問看護について

## I 訪問看護の現状と課題

### 【訪問看護サービスの利用状況】

- 訪問看護(予防含む)の利用者数は約25万人(平成20年4月審査分)であり、近年、横ばいである。利用者の約6割は、要介護3以上の中重度者である。
- 訪問看護(予防含む)の費用額(平成19年度)は約1,266億円であり、全体の2.0%。



(出典)介護給付費実態調査(厚生労働省統計情報部)

### ○ 訪問看護受給者数(千人)

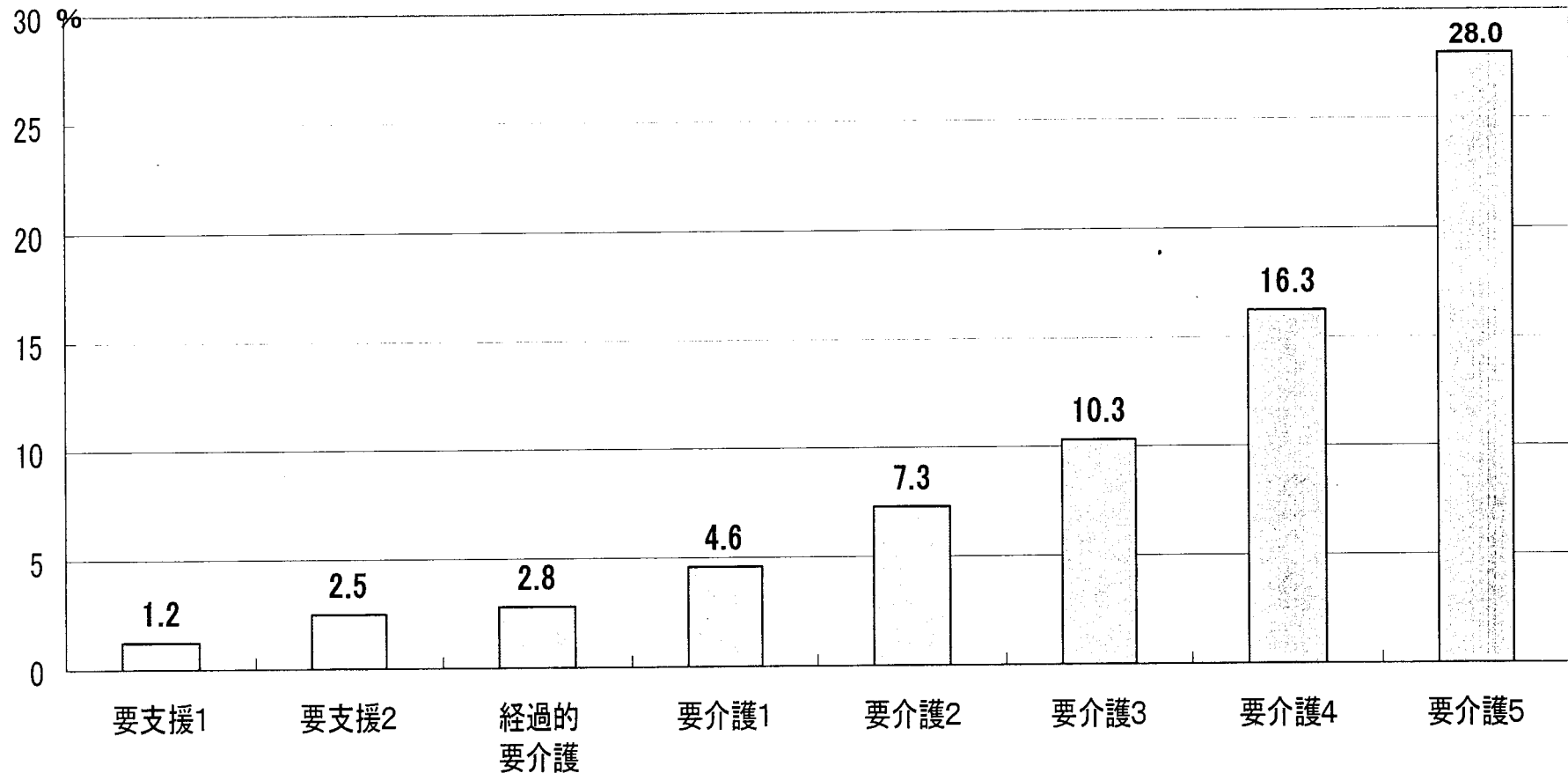
要支援・ 要介護者数	総数	要支援1	要支援2	経過 的要 介護	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
受給者数 (%)	252.8 (100%)	6.2 (2.5%)	15.6 (6.2%)	0.1 (0.0%)	31.3 (12.4%)	47.0 (18.6%)	47.1 (18.6%)	46.6 (18.4%)	58.8 (23.3%)

(出典)介護給付費実態調査(平成20年4月審査分)(厚生労働省統計情報部)

## 【居宅療養者における要介護度別訪問看護受給者の割合】

○ 居宅療養者における要介護度別訪問看護受給者の割合は、要介護度が高くなるに伴って高くなる。

居宅療養者における要介護度別訪問看護受給者の割合

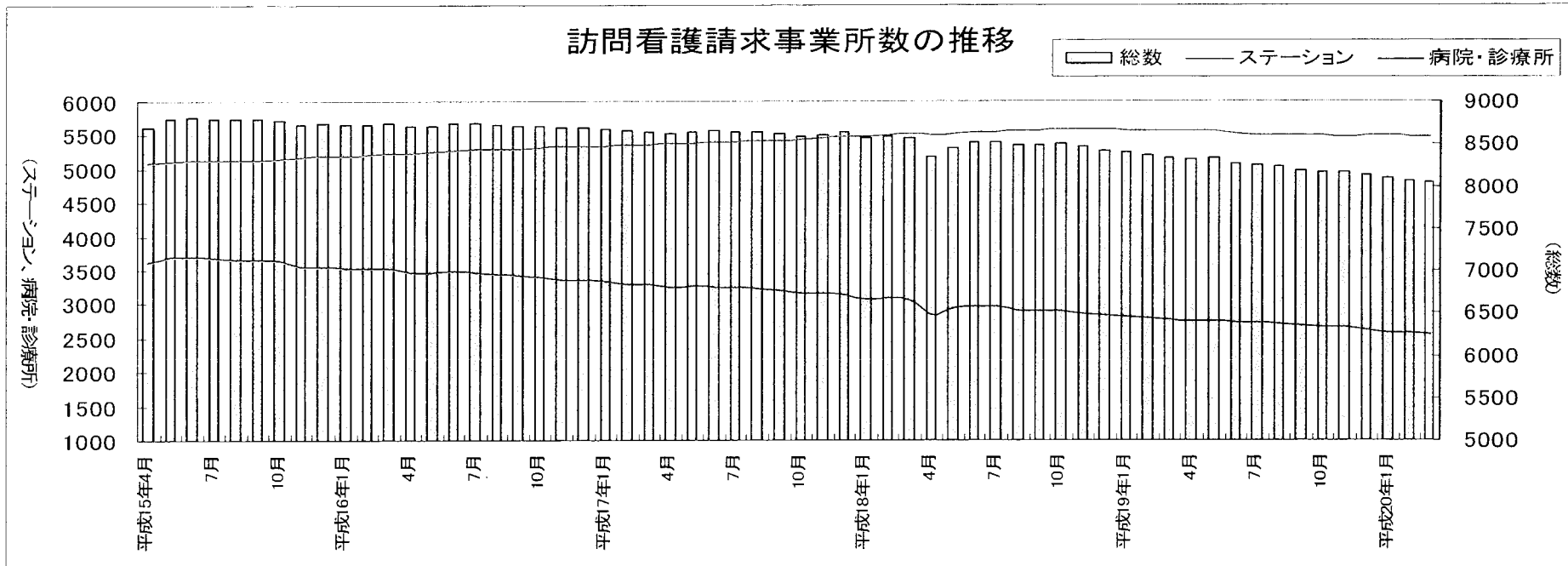


※ 居宅療養者とは、要介護認定者数より施設入所者数を引いた者

※ 施設入所者とは、特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護（短期以外）、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設サービス、介護福祉施設サービス、介護保健施設サービス、介護療養施設サービスのいずれかを受給している者

## 【訪問看護サービスの提供状況】

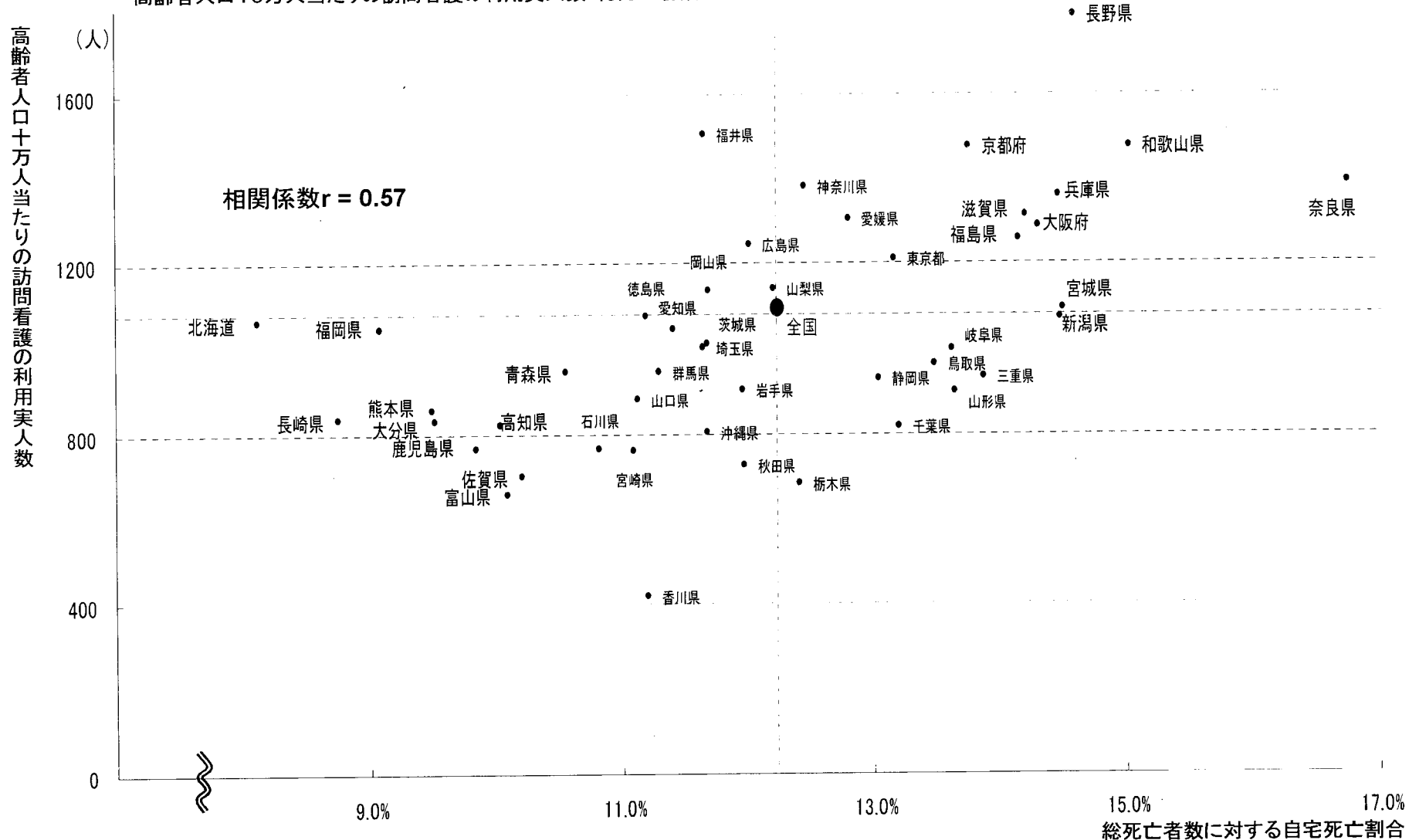
- 近年、訪問看護ステーション数は増加しているが、病院又は診療所による訪問看護事業所数は減少している。訪問看護請求事業所総数は、減少傾向にある。
- 3年前と比較して、訪問看護の算定回数は減少している。



	平成17年4月	平成20年4月		
	訪問看護	総数	訪問看護	介護予防訪問看護
訪問看護 総数	1,382.7千件	1,350.8千件	1,266.8千件	84.0千件
訪問看護ステーション	1,258.7千件	1,257.9千件	1,180.0千件	77.9千件
病院又は診療所	124.0千件	92.9千件	86.7千件	6.2千件

- 都道府県別に見た高齢者人口10万人当たりの訪問看護利用者数には4倍以上の開きがある。
- 訪問看護利用が高い都道府県では、在宅で死亡する者の割合が高い傾向にある。

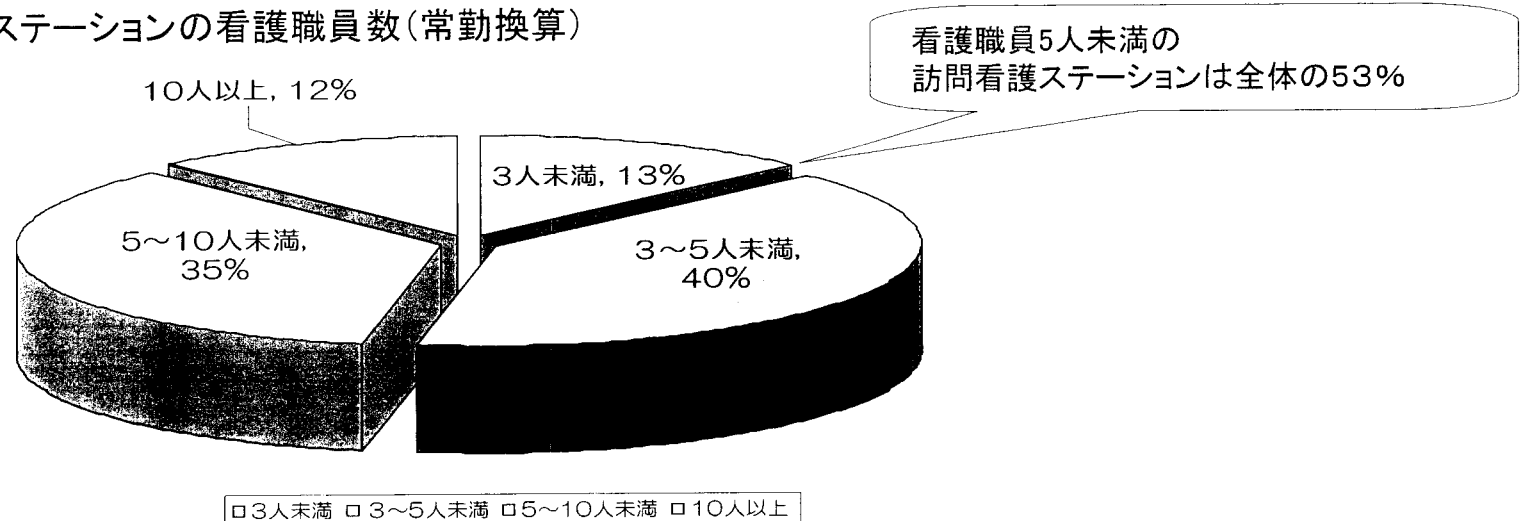
高齢者人口10万人当たりの訪問看護の利用実人数・総死亡者数に対する自宅死亡の割合(都道府県別)



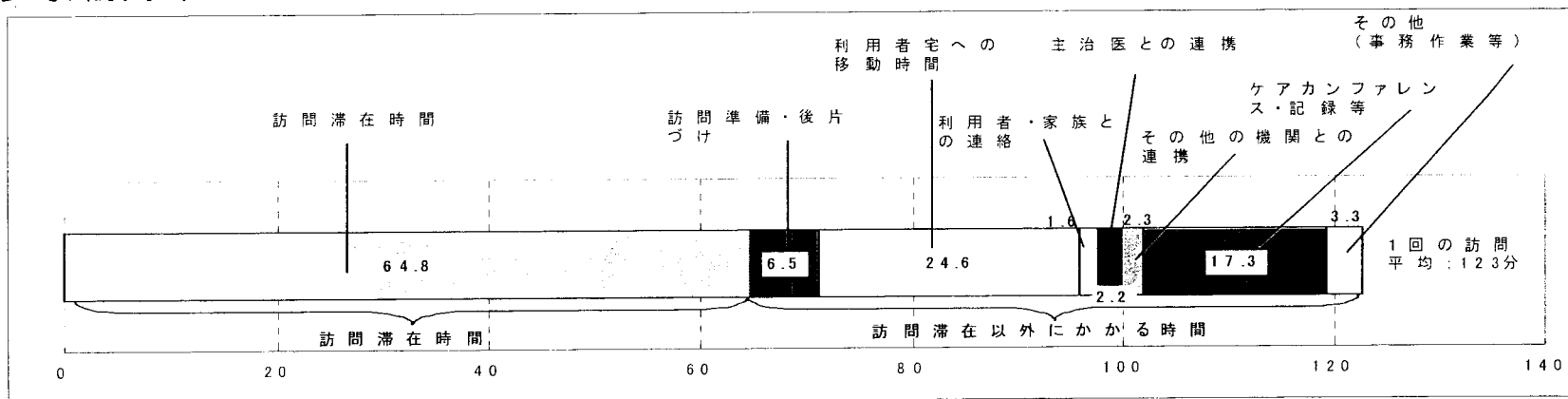
出典：介護サービス施設・事業所調査(平成17年),人口動態調査(平成17年)  
 高齢者人口については総務省統計局「平成17年国勢調査第1次基本集計」による。

- 訪問看護ステーションは、比較的小規模な事業所が多い。  
※ 1事業所当たり看護職員数:約4.2人(平成18年介護サービス施設・事業所調査)(厚生労働省統計情報部)
- 訪問看護においては、利用者宅への訪問時間以外の準備・移動・記録・ケアカンファレンス等に多くの時間を要している。

(参考)訪問看護ステーションの看護職員数(常勤換算)



(参考)訪問1回にかかる訪問看護労働投入時間

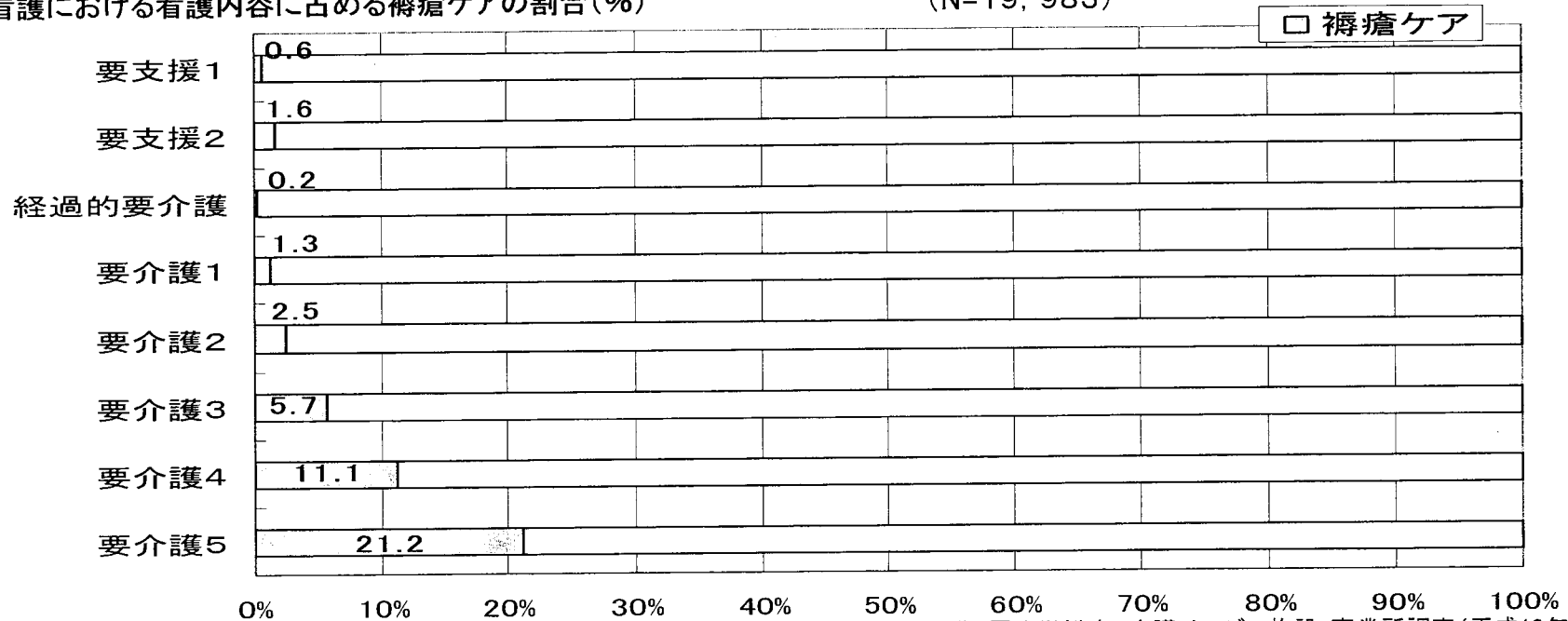


(出典)第50回介護給付費分科会における全国訪問看護事業協会提出資料より

- 訪問看護における看護内容に占める褥瘡ケアの割合は、要介護度が高くなるに伴って高くなる傾向にある。
- 訪問看護を利用している褥瘡患者のうち、42.5%はstageⅢ及びstageⅣの重度の褥瘡患者である。
- 医療保険では、重度の褥瘡のある者等に、特別訪問看護指示書を1月につき2回まで交付できるように算定回数を拡大した。(平成20年診療報酬改定)

訪問看護における看護内容に占める褥瘡ケアの割合(%)

(N=19,983)



出典:厚生労働省 介護サービス施設・事業所調査(平成18年)

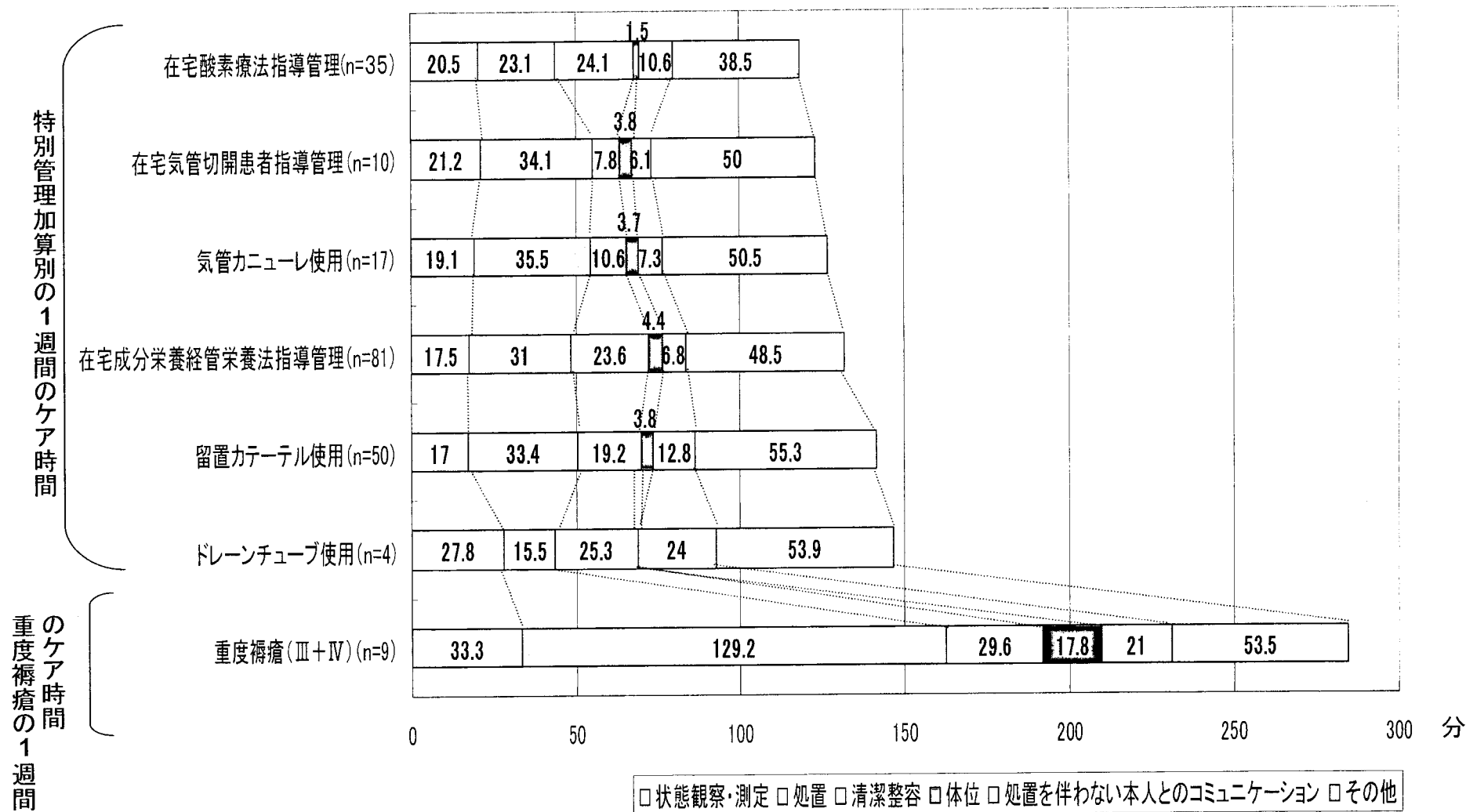
訪問看護を利用している褥瘡患者の褥瘡深達度(NPUAP分類)

(N=4,123)

Stage I	Stage II	Stage III	Stage IV
847(20.5%)	1525(37.0%)	1360(33.0%)	391(9.5%)

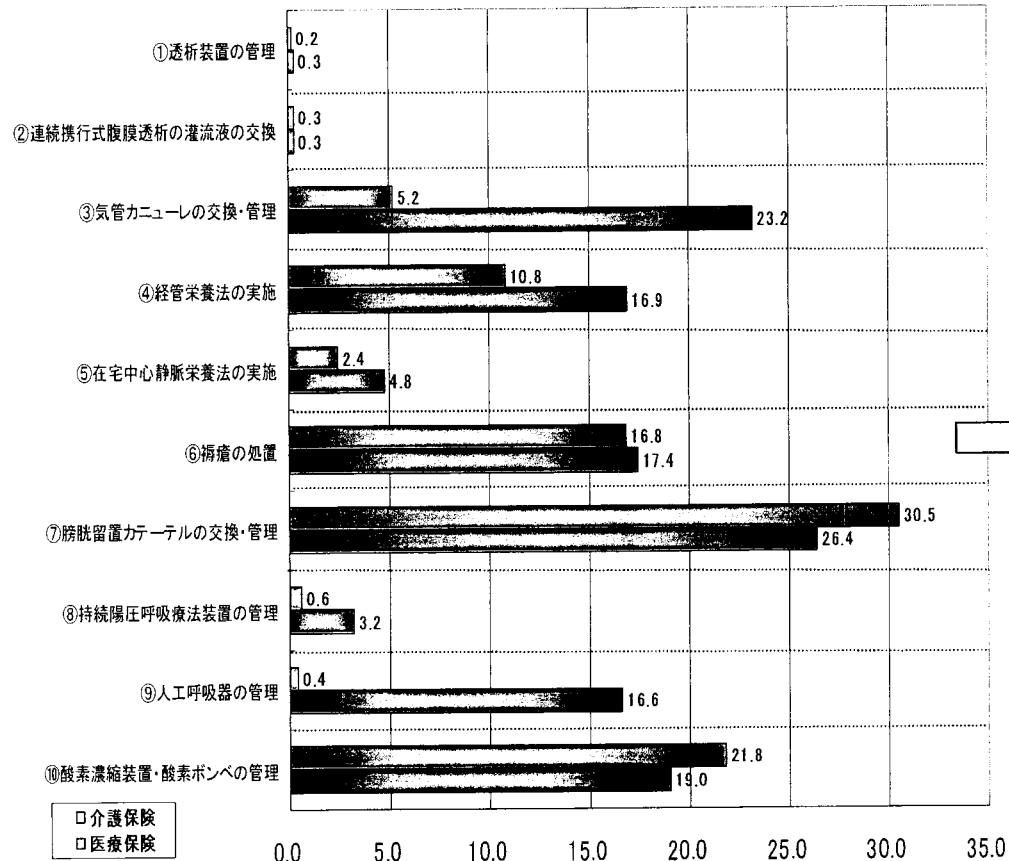
出典:日本褥瘡学会 在宅医療委員会「訪問看護ステーションにおける褥瘡患者の実態」

- 褥瘡ケアの処置時間は、特別管理加算の対象疾患に対するケア提供時間よりも長い。
- また、褥瘡ケアには専門的な知識、技術が必要とされる。



○ 訪問看護ステーションで「特別管理加算(介護保険)」又は「重症者管理加算(医療保険)」を算定する利用者のうち、褥瘡の処置が必要な者の割合は介護保険では16.8%。

「特別管理加算(介護保険)」又は「重症者管理加算(医療保険)」を算定する利用者において医療処置にかかる管理・援助が必要な者の割合(%)



管理・援助の内容	特別管理加算の対象(介護保険)	重症者管理加算の対象又は特別訪問看護指示書を1月につき2回算定できる者(医療保険)
①	○	○
②	○	○
③	○	○
④	○	○
⑤(※1)	○	○
⑥	—	○
⑦	○	○
⑧	○	○
⑨(※2)	—	○
⑩	○	○

(※1) 栄養素の成分の明らかなものを用いた場合のみ

(※2) 人工呼吸器を使用している状態の者は医療保険でサービスを提供

出典: 国民健康保険中央会「訪問看護ステーションに係るコスト調査報告書」平成17年3月

参考)	
特別管理加算(介護保険)(1月につき)	重症者管理加算(医療保険)(1月につき)
(重症度の高いもの) 5,000円(500単位)	(重症度の高いもの) 500点
(上記以外) 2,500円(250単位)	(上記以外) 250点



# 訪問看護におけるターミナルケアに係る加算

		H12年	H14年	H15年	H16年	H18年		H20年	
介護保険	改定	●	—	●	—	●		—	
	点数	訪問看護ステーション	1,200単位	1,200単位	1,200単位	1,200単位	1,200単位		1,200単位
		医療機関	1,200単位	1,200単位	1,200単位	1,200単位	1,200単位		1,200単位
	要件	①在宅で死亡した利用者(*)	○	○	○	○	○		○
		②死亡前24時間以内にターミナルケアを実施	○	○	○	○	○		○
死亡月の前月以前の月に当該利用者に対する訪問看護を実施		○	○	○	○	—		—	
医療保険	改定	●	●	—	●	●		●	
	点数					在宅療養支援診療所と連携した場合	左記以外の場合		
		訪問看護ステーション	12,000円	12,000円	12,000円	12,000円	15,000円	12,000円	20,000円
		医療機関	1,200点	1,200点	1,200点	1,200点	1,500点	1,200点	2,000点
	要件	①在宅で死亡した患者	○	○	○	○	○		○
		②死亡前24時間以内にターミナルケアを実施	○	○	○	○	○		—
		1ヶ月以上訪問看護を実施	○	○	○	○	—		—
死亡日前14日以内に2回以上訪問看護を実施		—	—	—	—	○		○	
	訪問看護におけるターミナルケアに係る支援体制について利用者及びその家族等に対して説明した上でターミナルケア実施	—	—	—	—	—		○	

(\*)介護保険では、訪問看護においてターミナルケアを実施中に、死亡診断を目的として医療機関へ搬送し、24時間以内に死亡が確認される場合等については、ターミナルケア加算を算定することができる(平成18年～)。

## 介護報酬関係以外の訪問看護の充実に向けた取組(案)

### ①21年度予算要求

訪問看護ステーションの業務を効率化する広域対応訪問看護ネットワークセンターの設置を支援する。

- ・請求業務等支援事業
- ・コールセンター支援事業
- ・医療材料等供給支援事業

### ②サテライト事業所制度の周知徹底

都道府県に対してサテライト制度の趣旨について周知を徹底することにより、訪問看護サービスの事務管理コストの軽減を図る。

# 訪問看護支援事業(案)

【患者・家族等】在宅療養に対する患者、家族の不安  
【訪問看護ステーション】人手不足、訪問看護サービス提供以外の業務により利用者・家族のニーズに応えることが困難

在宅への移行が困難

都道府県訪問看護推進協議会の設置：地域の事情に応じた広域対応訪問看護ネットワークセンター事業の運営方法を含む訪問看護安定供給のための方策を検討

## 広域対応訪問看護ネットワークセンター事業

### 請求業務等支援事業

- ・訪問看護ステーションより送付された記録等を基にレセプト作成、利用者へ料金請求等
- ・看護記録を基にデータ処理を行い実績等を資料化し訪問看護ステーションへ提供

### コールセンター支援事業

- ・利用者・家族からの相談受付、内容により適宜訪問看護ステーションへ連絡
- ・利用希望者、医療機関等からのサービス利用の相談対応や訪問看護ステーションの情報の発信

### 医療材料等供給支援事業

- ・医療材料等の供給が効率的に行われるようなシステムの整備

## 訪問看護事業の推進

- 利用者・家族のニーズに応える質の高い訪問看護の提供
- 安全・安心の療養環境



医療機関からの在宅へスムーズな移行



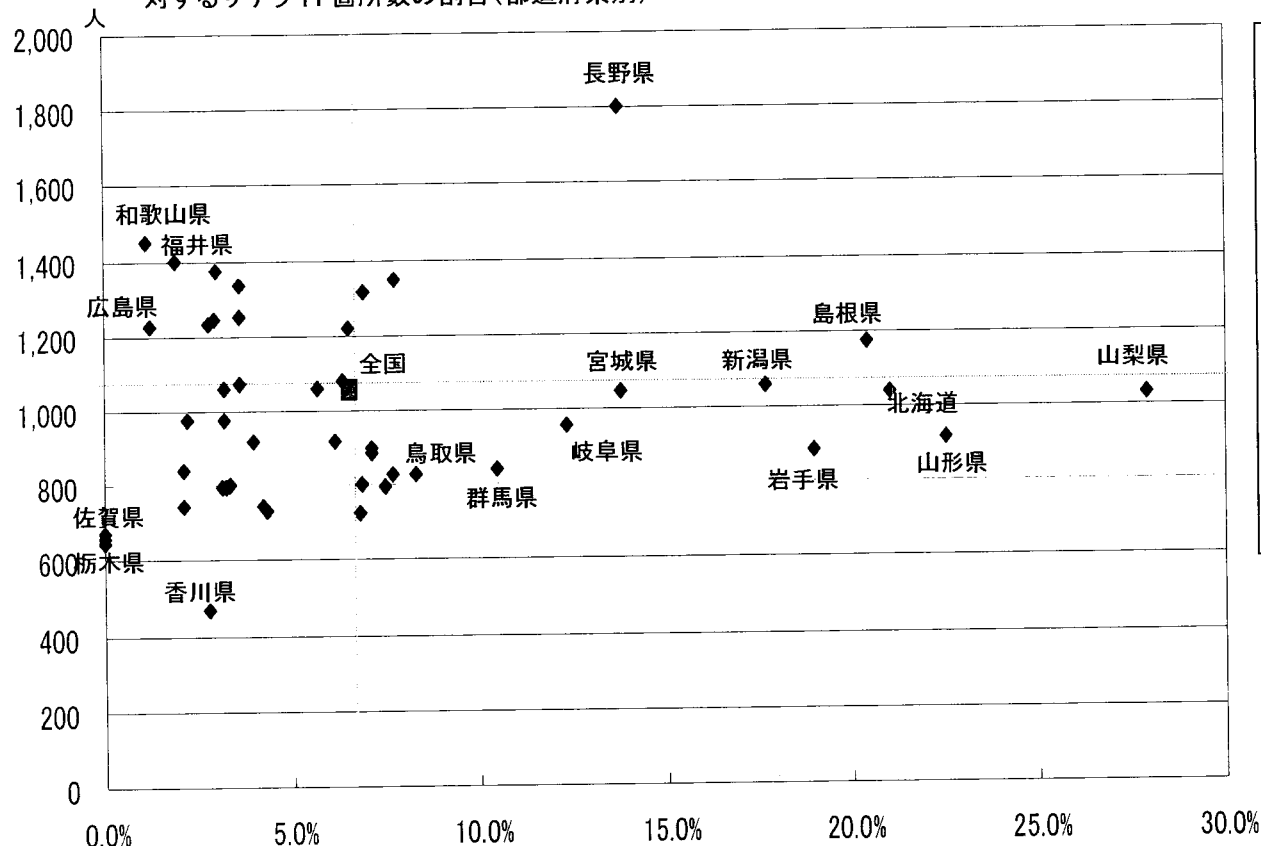
在宅療養の拡充

- サテライト有りの事業所の割合は微増。
- 高齢者人口10万人あたりの訪問看護利用者数と訪問看護ステーション数に対するサテライト箇所数の割合は都道府県で開きがある。

	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年
訪問看護ステーション数	3,570	4,730	4,825	4,991	5,091	5,224	5,309	5,470
サテライト有り事業所 (延べ)	55(76)	172(239)	159(212)	189(249)	203(249)	208(275)	201(253)	289(353)
%	1.5%	3.6%	3.3%	3.8%	4.0%	4.0%	3.8%	5.3%

(出典:平成11年は訪問看護統計調査、平成12年からは介護サービス施設・事業所調査、訪問看護事業所数は介護給付費実態調査)

高齢者人口10万人あたりの訪問看護利用者数と訪問看護ステーション数に対するサテライト箇所数の割合(都道府県別)



サテライトの設置の経緯

平成8年(制度創設)  
訪問看護事業の効率化及び充実を図ることを目的に過疎地域等に限定

平成10年(要件の緩和)  
訪問看護事業の効率化及び充実を図ることを目的に、過疎地域に限らず、患家が散在していること、交通が不便であることその他の地域の实情により効率的な訪問看護事業を行うことが困難にある地域において、訪問看護事業の効率化及び充実を図る

平成12年  
地域の限定を解除

出典:介護サービス施設・事業所調査(平成18年)、平成18年10月1日現在推計人口(総務省調べ)